

朝霞市生涯学習ボランティア活用推進事業実行委員会会則

(会の目的)

第1条 本会は、市民の生涯学習活動への機運を高め、ともに学び、ともに生きる地域社会に実現を目指し、朝霞市生涯学習ボランティアバンク制度の利用の促進を図る事業を企画・実施することを目的として設立する。

(名称)

第2条 本会は、朝霞市生涯学習ボランティア活用推進事業実行委員会と称する。

(事業)

第3条 実行委員会は、第1条に規定する目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 生涯学習体験教室の企画、運営及び実施に関すること。
- (2) 生涯学習ボランティアバンクの利用促進に関する提言を行うこと。
- (3) その他生涯学習ボランティアバンクの普及に関すること。

(組織)

第4条 実行委員会の委員は、生涯学習ボランティアバンク登録者で生涯学習体験教室に参加意志のある者とする。

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 幹 事 1人
- (4) 会 計 1人
- (5) 監 事 1人

2 会長、副会長、幹事、会計及び監事は、委員の互選により選出する。

(役員の職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会務を代理する。
- 3 会計は、会計を処理する。
- 4 幹事は、会務の執行にあたる。
- 5 監事は、会計を監査する。

(任期)

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、補充による役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員の再任は妨げない。

(役員会)

第8条 会長は、必要に応じて役員会を設けることができる。

(会議)

第9条 実行委員会及び役員会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長がこれにあたる。

(議決事項)

第10条 実行委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 生涯学習体験教室の開催及び総合的な運営に関する事項
- (2) 会則に関する事項
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (4) 予算に関すること
- (5) その他重要な事項

(議決の方法)

第11条 実行委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第12条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 議決事項
- (3) 表決における賛否
- (4) その他必要な事項

(経費)

第13条 実行委員会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 朝霞市からの補助金
- (2) その他の収入

(会計期間)

第14条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を朝霞市教育委員会生涯学習・スポーツ課内に置く。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月1日から施行する。